

一括有期事業用の『申告書の書き方』 をお持ちの事業主の皆様へ

正 誤 表

該当箇所(30ページ下部)

13 一括有期事業報告書・総括表作成のチェックポイント

平成28年度労働保険料申告書の記入が終わりましたら、このチェックポイントで、もう一度確認してみましょう。

チェック

- 元請工事で平成27年度中(平成27年4月1日～平成28年3月31日)に終了した工事が、もれていませんか。
(下請工事は申告の対象にはなりません。)
- 平成28年3月31までに終了していない工事が含まれていませんか。
(平成28年3月31日までに工事が終了していない場合は、本年度の申告対象にはなりません。)
- 一括有期事業の要件を満たす工事以外が含まれていませんか。
(一括有期扱いができる工事は、4ページで確認してください。)
- 事業の種類の区分に誤りはありませんか。
(32～33ページの「労災保険率適用事業細目表」で確認してください。)
- 事業開始時期の区分に誤りはありませんか。
(工事開始時の労務費率、保険料率が適用されます。5ページの「事業の種類・労務費率・保険料率一覧表」で確認してください。)
- 支払賃金により保険料を算定している工事について、下請業者の賃金にもれはありませんか。
- 労務費率により保険料を算定している工事について、請負代金に消費税が含まれていますか。
- 平成19年4月1日以降に新規に工事を開始し、平成28年3月31日までに終了した工事について、総括表の一般拠出金欄の記入もれがありませんか。
- 法人番号欄(③欄)に法人番号(個人事業主の場合13桁すべてに「0」)を記入してありますか。

.... 30



誤り

労務費率により保険料を算定している工事について、請負代金に消費税が含まれていますか。

正しくはこちら

正



労務費率により保険料を算定している工事について、工事開始日が平成27年3月31日までのものは、請負代金に消費税が含まれていますか。

労務費率により保険料を算定している工事について、工事開始日が平成27年4月1日以降のものは、請負代金から消費税を除いていますか。